

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和7年3月31日(2025.3.31)

【公開番号】特開2023-21096(P2023-21096A)

【公開日】令和5年2月9日(2023.2.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-026

【出願番号】特願2022-122197(P2022-122197)

【国際特許分類】

B60S 1/40(2006.01)

10

【F I】

B60S 1/40 300E

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月21日(2025.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ワイパー ブレードを駆動アームに接続するように意図される車両用の接続装置(1)であって、前記ワイパー ブレード(12)に固定されるように構成された少なくとも1つのコネクタと、少なくとも2つのアダプタ(25、29)とを備え、

前記アダプタ(25)のうちの1つは、前記コネクタ(24)を第1のタイプの駆動アームに接続するように構成され、

前記2つのアダプタ(25、29)の組み合わせは、前記コネクタを第2のタイプの駆動アーム(59)に接続するように構成され、

これらのアダプタ(25、29)の各々は、前記2つのアダプタの組み合わせを前記第2のタイプの駆動アーム(59)に係止するように構成された係止部材(85、89)を備え、

これらの係止部材(85、89)は、前記2つのアダプタ(25、29)の組み合わせを前記第2のタイプの駆動アーム(59)に固定するために重ね合わせられることを特徴とする、接続装置(1)。

【請求項2】

前記係止部材(85、89)は、前記第2のタイプの駆動アーム(59)に対して前記アダプタ(25、29)を不動化するように意図される不動化位置と、前記第2のタイプの駆動アーム(59)に対する前記アダプタ(25、29)の並進を可能にするように意図される実装位置との間で後退可能である、請求項1に記載の接続装置(1)。

【請求項3】

各係止部材(85、89)は、可撓性舌部(850、890)と、前記可撓性舌部(850、890)の自由端(852、892)に位置付けられた押しボタン(851、891)とを備える、請求項1に記載の接続装置(1)。

【請求項4】

前記係止部材(85、89)の前記押しボタン(851、891)は、互いに重ね合わせることができる、請求項3に記載の接続装置(1)。

【請求項5】

前記アダプタ(25、29)は、第1のアダプタ(25)および第2のアダプタ(29)を備え、

40

50

前記第1のアダプタ(25)の前記押しボタン(851)は、前記第1のタイプの駆動アームのヨークのオリフィス内に収まるよう意図され、

前記第1のアダプタ(25)および前記第2のアダプタ(29)の前記押しボタン(851、891)は、少なくとも部分的に、前記第2のタイプの駆動アーム(59)のヨーク(28)の孔(595)内に延在するよう意図される、請求項4に記載の接続装置(1)。

【請求項6】

前記第1のアダプタ(25)の前記押しボタン(851)は、前記係止部材(85、89)が重ね合わせられたときに、前記第2のアダプタ(29)の前記押しボタン(891)と接触する、請求項5に記載の接続装置(1)。

10

【請求項7】

各アダプタ(25、29)は、ハウジング(253、293)を画定するU字形断面を有し、前記アダプタ(25)のうちの1つは、他のアダプタ(29)の前記ハウジング(293)内に位置付けられる、請求項1に記載の接続装置(1)。

【請求項8】

前記アダプタ(25、29)は、互いに取り外し可能に嵌合することによって互いに組み合わせられる、請求項1に記載の接続装置(1)。

【請求項9】

請求項1に記載の接続装置(1)を備えるワイパーべード(12)。

20

【請求項10】

請求項9に記載のワイパーべード(12)を支承する駆動アーム(59)を備えるワイピングシステムであって、前記ワイパーべード(12)は、前記接続装置(1)によって前記駆動アーム(59)に接続される、ワイピングシステム。

30

40

50